

契約団体 各位

平素より弊社商品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

保健同人社電話健康相談室より「新型コロナウイルス」に関する最新の情報をお届けいたします。契約団体ご所属の皆さまの健康管理にお役立ていただければ幸いです。

株式会社保健同人社
電話健康相談室

「新型コロナウイルスに関連した感染症」情報

—新型コロナウイルス感染症の退院基準について—

2020年2月20日版

2020年3月12日訂正

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に感染した場合の退院基準について

入院した新型コロナウイルス感染症患者在退院する際の基準が、感染症法(正式名称:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)で定められています。

▼症状があり、かつ、PCR検査「陽性」の患者の場合

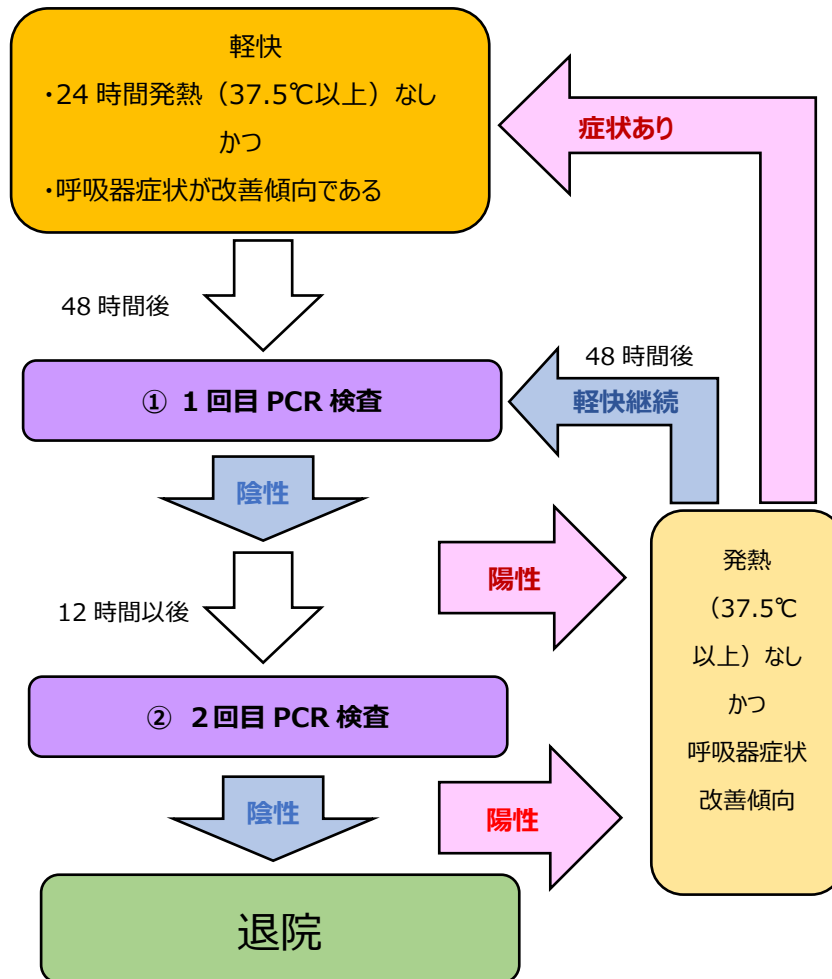
37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向にある状態から

①48時間後、1回目の核酸増幅法の検査（PCR検査）で陰性

②その検査検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、2回目の核酸増幅法の検査（PCR検査）で陰性が確認された場合です。

1回目または2回目のPCR検査で陽性が確認された場合は、改めて、前回検体採取後48時間後に1回目の核酸増幅法の検査（PCR検査）を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査（PCR検査）を繰り返します。

なお、患者が再度症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たしません。



▼症状がなく、かつ、PCR検査「陽性」の無症状病原体保有者の場合

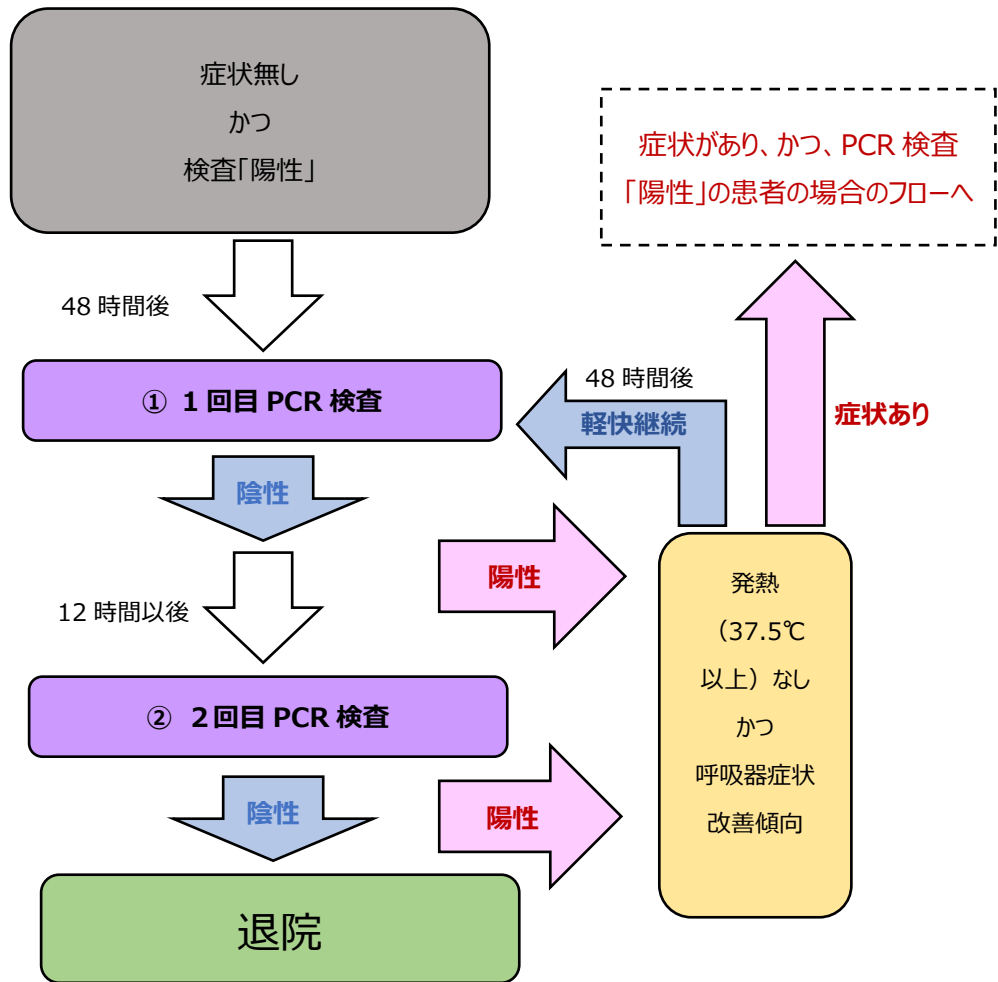
陽性の確認から、

①48 時間後、核核酸増幅法の検査（PCR検査）で**陰性**

②その検査検体を採取した12 時間以後に再度検体採取を行い、2回目の核酸増幅法の検査（PCR検査）で**陰性**が確認された場合です。

1回目または2回目のPCR検査で**陽性**が確認された場合は、改めて、前回検体採取後48時間後に1回目の核酸増幅法の検査（PCR検査）を行い、**陰性**が確認され、その検査の検体を採取した12 時間以後に再度検体採取を行い、**陰性**が確認されるまで、核酸増幅法の検査（PCR検査）を繰り返します。

なお、無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5 度以上の発熱が24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たしません。



【本日の用語解説】

PCR (Polymerase Chain Reaction) 法

ウイルス遺伝子（遺伝情報をもっているDNAの一部の領域）の検出法として用いられる核酸増幅検査（NAT:Nucleic acid Amplification Test）の一つで、目的とする新型コロナウイルス遺伝子の有無を陽性又は陰性として判定する定性的な検査手法です。患者より採取した痰等の検体からDNA（デオキシリボ核酸）を抽出し、その核酸を倍々で増やして（増幅）、増えた核酸を検出することで、目的の遺伝子の有無を確認します。

【参考】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年2月18日 衛生主管部局宛）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf>

- ・ 新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q1